

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	法第27条の25第4項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【氏名又は名称】</b>	弁護士 内藤加代子 同 高子 賢 同 櫻井 拓之
<b>【住所又は本店所在地】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所
<b>【報告義務発生日】</b>	該当事項なし
<b>【提出日】</b>	平成25年7月3日
<b>【提出者及び共同保有者の総数(名)】</b>	2
<b>【提出形態】</b>	連名
<b>【変更報告書提出事由】</b>	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ナガワ
証券コード	9663
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大証

## 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ザ・エスエフピー・バリュース・リアライゼーション・マスター・ファンド ・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、サ ウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービス・リミテッド内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 2 【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	シンフォニエッタ・マスター・ファンド (Sinfonietta Master Fund)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、ユグランド・ハウス、私書箱39
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年1月10日(変更報告書No.11に対する訂正報告書)
訂正理由	「第2 提出者に関する事項」中、「2 提出者(大量保有者)/2」に係る「(7) 保有株券等の取得資金 取得資金の内訳」の誤記訂正
訂正内容	下記参照(訂正部分に下線を付す)

## (訂正前)

## 第2 提出者に関する事項

## 2 提出者(大量保有者)/2

## (7) 保有株券等の取得資金

## 取得資金の内訳

自己資金額(W)(千円)	<u>49,406</u>
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	<u>49,406</u>

## (訂正後)

## 第2 提出者に関する事項

## 2 提出者(大量保有者)/2

## (7) 保有株券等の取得資金

## 取得資金の内訳

自己資金額(W)(千円)	<u>52,632</u>
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	<u>52,632</u>